

## 新潟市重大事態調査第三者委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）により設置された新潟市重大事態調査第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 第三者委員会は、調査を行う重大事態ごとに委員5人以内で組織する。

### (委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、調査の開始から終了までとする。ただし、任期中でもやむを得ない事情で委員を継続できないと教育委員会が認めた場合は、委員を交代することができる。

2 前項ただし書の規定により交代した委員の任期は、調査の終了までとする。

### (委員長)

第5条 第三者委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 第三者委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第7条 第三者委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議等の公開)

第8条 会議は、原則非公開とする。ただし、委員長が認めた場合においては、会議の全部又は一部を公開することができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 第三者委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、第三者委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。